「**Ｓａｆｅ Ｗｏｒｋ ＫＡＮＡＧＡＷＡ**」ロゴマーク使用取扱規程

平成２５年８月３０日　制定

（趣旨）

第１条　この規程は、「**Ｓａｆｅ Ｗｏｒｋ ＫＡＮＡＧＡＷＡ**」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第２条　労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

一　神奈川労働局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

二　自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。

三　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

四　特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

五　その他、その使用が著しく不適当であるとき。

（違反等に対する取扱い）

第３条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、神奈川労働局長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

（補則）

第４条　この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、

神奈川労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成２５年８月３０日より施行する。

神奈川労働局長